

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表(第9回)

関東製紙原料直納商工組合では、平成25年10月30日に、持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者については警告を発するとともに、事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することを明らかにしました。

次の事業者は、こうした厳しい方針を明らかにした後も相変わらず持ち去り古紙の買い入れを止めようとしないことから、2月10日付文書をもってそれぞれ警告を発しました。

なお、この間の経過の概要等は別紙の通りです。

警告の対象事業者

東京都八王子市川町 21-1

タカラリサイクル株式会社 (警告7回目)

代表取締役 森実 由美

平成27年2月10日

関係各位

関東製紙原料直納商工組合

(別紙)

(1) タカラリサイクル株式会社に対する 警告 (7 回目)に至る事実経過

本年 1 月 26 日に神奈川県相模原市がGPS (2 個)をセットした古紙が
いずれも持ち去られ、両方とも同日タカラリサイクル株式会社に持ち込ま
れる。

(2) タカラリサイクル株式会社に対するこれまでの警告状況

- ① 平成 26 年 1 月 29 日 東京都八王子市
⇒ 平成 26 年 2 月 21 日警告 (1 回目)

- ② 3 月 7 日 東京都町田市 ⇒ 3 月 17 日再警告 (2 回目)

- ③ 3 月 13 日 東京都町田市
3 月 17 日 神奈川県相模原市
⇒ 3 月 26 日再々警告 (3 回目)

- ④ 4 月 24 日 神奈川県大和市
5 月 12 日 神奈川県座間市
⇒6 月 10 日警告 (4 回目)

- ⑤ 7 月 3 日 神奈川県海老名市 ⇒7 月 25 日警告(5 回目)

- ⑥ 8 月 6 日 東京都青梅市 ⇒8 月 22 日警告 (6 回目)